

公 告

物品調達制限付一般競争入札を次のとおり行う。

令和7年4月23日

静岡市長 難波 喬 司

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度静岡市静岡斎場ほか2斎場から発生する残灰等の売却

(2) 予定数量

残灰等 約 17,000 kg (増減する可能性あり。)

(3) 売買物品の仕様

仕様書による。

(4) 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

(5) 引渡場所

静岡市葵区慈悲尾 472 番地の 1 静岡市静岡斎場

静岡市清水区北矢部 1481 番地 静岡市清水斎場

静岡市清水区蒲原 4999 番地の 1 静岡市庵原斎場

(6) 入札は1キログラム当たりの単価で行うものとする。

2 担当部局

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡市市民局戸籍管理課

電話番号054-221-1297

FAX番号054-221-1538

3 入札保証金

免除する。

4 契約保証金

免除する。

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定され、23-5その他（再資源）買受を営業種目としている者であること。
- (3) 当該物品調達に係る営業に関し、必要とする許可、認可等を得ていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 斎場から発生する残灰等の売買について、官公庁への履行実績がある者であること。

6 この入札の対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することはできない。

- (1) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるもの
- (2) 入札説明書交付申請日から入札執行日まで静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間がある者
- (3) 次のアからエまでに掲げるものは、それぞれその組合員又は構成員と同一の入札に参加することはできない。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会
 - ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - エ 法人以外の共同受注を行う団体

7 入札説明書の交付等

- (1) 本件入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより入札説明書の交付を受けるものとする。なお、期限までに入札説明書の交付を受けない者又は入札参加資格がないと認め

られた者は、本件入札に参加することはできない。

(2) 入札説明書の交付は、公告をした日から令和7年5月19日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで戸籍管理課において行う（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）。

(3) 入札説明書の交付をファクシミリにより申請する場合は、7（2）の期間内に2に提出すること。

8 入札心得書を示す場所

2 担当部局において示す。

9 買受実績の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により買受実績書を作成の上持参・提出し、買受実績の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

買受実績書

なお、上記のほか、補足書類等の提出を求める場合がある。

イ 提出期間

令和7年4月23日から令和7年5月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出場所

2に同じ。

エ 提出方法

持参又はファクシミリにより、提出場所に提出することとする。

なお、ファクシミリにより提出した場合は、原本を郵送にて送付すること。

(2) 買受実績の確認結果は、令和7年6月2日までに通知する。

(3) 買受実績書は、入札説明書交付時に併せて交付する。

(4) その他

ア 入札執行者は、提出された買受実績書を買受実績の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における買受実績書の再提出は認めない。

エ 提出された買受実績書は、返却しない。

オ 提出された買受実績書は、公表しない。

カ 買受実績書に用いる言葉は、日本語に限る。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時

令和7年6月5日 午後5時

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎本館4階 44会議室

11 入札方法等

(1) 入札に参加する際は、入札心得を遵守すること。

(2) 入札書及び委任状はA4判とすること。

(3) 入札書は、本人又はその代理人が直接提出すること。なお、代理人が入札する場合は入札前に委任状を提出すること。

(4) 入札書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額（免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額）を記入すること。なお、決定金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、単価契約の場合は端数の切り捨ては行わない。）とする。

(5) 入札執行回数は2回を限度とする。

12 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

13 その他

(1) 10の(1)の入札日時を延期する場合は、10の(1)の入札日時に参集した者を対象として延期後の入札を実施する。

(2) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものであることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。